足立区教育委員会
足立区子ども家庭部
新田保育園

登園許可書

≪医師≫が記入した登園許可証が必要な感染症

○印	病名	登園のめやす
1	麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過してから
2	風しん（三日はしか）	発しんが消失してから
3	水痘(水ぼうそう)　・　帯状疱疹	すべての発しんが、かさぶたになってから
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になってから
5	インフルエンザ　　A　・　B	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、乳幼児は3日を経過してから
6	百　日　咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
7	結　　核	医師により感染の恐れがないと認められてから
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え、2日を経過してから
9	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので結膜炎の症状が消失してから
10	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから
11	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	感染力が極めて強いので医師の判断が出てから
12	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから

（提出先）　　新田保育園　　組　　氏名

出席停止期間　　年　　月　　日　～　　月　　日

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
年　　月　　日より登園しても良いことを証明します

医療機関名　　医師名　　印

足立区教育委員会
足立区子ども家庭部
新田保育園

登園届　（保護者が記入）

医師から登園可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

	病名	登園のめやす
1	手足口病	発熱や口腔内の水庖・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
2	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間～48時間経過していること
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
4	感染性胃腸炎	おう吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
5	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水庖・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
6	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
7	ＲＳウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
8	突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
9	ヒトメタニューモウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

（提出先）　　新田保育園　　組　　氏名

医療機関名　　登園可能と判断された日　　月　　日

上記の通り相違ありません

保護者名

年　　月　　日